

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和2年3月13日

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和1年5月10日	広島県知事（般特－29）第36617号	MHIプラント(株)	村田 哲夫	広島県広島市西区 観音新町4-6-22	一部廃業	解
令和1年5月17日	広島県知事（般－29）第38623号	(有)F. S. T. S	藤崎 政道	広島県広島市安佐南区 西原7-8-1-101	一部廃業	建、大、屋、夕、内
令和1年5月17日	広島県知事（般特－26）第35256号	(有)プロスパ	三谷 清	広島県広島市東区 馬木8-528-37	一部廃業	電
令和1年5月17日	広島県知事（般－28）第36031号	安重設工業	服部 喜世人	広島県広島市安佐南区 相田5-37-4	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和1年5月17日	広島県知事（般－28）第36069号	原田建設	原田 政一	広島県廿日市市 宮島口東1-1-3-35	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和1年5月17日	広島県知事（般特－26）第41号	沼田建設(株)	沼田 聖	広島県広島市安佐北区 可部3-3-30	一部廃業	屋、内
令和1年5月20日	広島県知事（般－30）第29418号	(株)アクセス	福原 慶太	広島県東広島市 安芸津町風早516-8	一部廃業	管
令和1年5月21日	広島県知事（特－26）第32547号	海生建設(株)	海生 俊史	広島県呉市 阿賀南3-5-22	一部廃業	管
令和1年5月28日	広島県知事（特－30）第36661号	(株)松田組	福岡 政信	広島県広島市安佐南区 西原7-8-29	一部廃業	建、大、屋、夕、筋、防、内
令和1年5月28日	広島県知事（般－29）第27072号	(有)中本組	中本 武志	広島県東広島市 安芸津町風早1475-24	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和1年5月30日	広島県知事（般特－28）第11430号	Earth(株)	長岡 克己	広島県廿日市市 永原1172-6	一部廃業	管
令和1年5月31日	広島県知事（般－26）第17057号	北口瓦商店	北口 勝正	広島県広島市佐伯区 五日市中央5-21-8-13	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和1年5月29日	広島県知事（般－30）第38834号	(株)日伸	檜垣 勝子	広島県呉市 阿賀中央6-4-9-1101	全部廃業	許可に係る全ての建設業

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業